

食器洗浄業務特記仕様書

1 業務対象範囲

(1) 業務の場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地
地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター

(2) 業務の目的

入院時食事療養制度(健康保険法)に基づき、提供した食事の食器洗浄を衛生的に行うことを目的とする。

(3) 対象施設概要

ア 階数：地下1階、地上11階
イ 病床数：503床

(4) 対象業務

以下に掲げる食器洗浄業務の実施。

ア 食器洗浄
イ 施設管理
ウ 衛生管理
エ 総合管理
オ 報告

(5) 給食方式等(参考)

ア 栄養管理：患者別栄養成分管理
イ 衛生管理：大量調理施設衛生管理マニュアルによる
ウ 提供方式：中央配膳方式
エ 適温方式：冷温蔵配膳車による適温方式
オ 調理方式：クックサーブ方式を基本とし、一部クックチル・クックフリーズ・真空調理を用いる
カ サイクルメニュー：4週

(6) 勤務時間および配膳・下膳時間

ア 勤務時間

8時10分 から 21時30分

イ 患者給食食事時間及び上膳・下膳時間

患者食事時間および上膳・下膳時間は次のとおりとする。

区分	食事時間	上膳開始時間	下膳開始時間
朝食	7時55分から	7時25分から	8時50分以降
10時食	10時15分から	9時45分から	12時50分以降
昼食	12時00分から	11時25分から	12時50分以降
15時食	15時00分から	14時40分から	18時50分以降
夕食	18時00分から	17時25分から	18時50分以降

2 業務内容

受注者は発注者の指示に従い次に掲げる事項及びこれに付随する食器洗浄業務(以下、業務)を実施するものとする。

ただし、一部の業務については発注者と受注者との共同作業とし、業務分担については、別紙「食器洗浄業務分担表」のとおりとする。業務内容の詳細については、別紙「業務作業基準書」に定める。

なお、業務履行に際しては、関係法令を遵守するとともに、関係法令に基づく所定の手続きを遅滞なく行うこと。

(1) 食器洗浄

- ア 下膳室、洗浄室、器具保管庫清掃
下膳室、洗浄室の床清掃及び器具保管庫の保管棚清掃
- イ 設備洗浄
食器洗浄機、厨芥処理機洗浄
- ウ 食器等回収
夕食の下膳車、お茶サーバー回収
- エ 洗浄
食器、トレイ、お茶サーバー、選別籠洗浄、保管庫収納
- オ 業務後清掃
厨芥処理機清掃、食器洗浄機清掃、ゴミ捨て

(2) 施設管理業務

- ア 安全管理
業務開始・終了時は施錠・ガス・水道等の指定の点検を行い、安全管理に万全を期するものとする。
- イ 保守管理
調理機器等の設備・備品について、その取扱い方法を理解し、故障や事故等が発生しないよう保守管理に努める。

(3) 衛生管理業務

- ア 従事者の衛生管理
 - (ア) 健康診断
業務開始・終了時は施錠・ガス・水道等の指定の点検を行い、安全管理に万全を期するものとする。
なお、健康診断の受診状況については、速やかに発注者に書面にて報告する。
 - (イ) 細菌検査
受注者は従事者の細菌検査(検便)を毎月1回以上定期的を実施し、その結果を速やかに発注者に書面で報告する。夏期(5月～10月)は同様に毎月2回実施する。
検査項目は、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ属、腸管出血性大腸菌O-157。
また、必要に応じ10月から3月にはノロウィルスの検査を実施すること。
 - (ウ) 就業制限
従事者本人又は家族等が次の病気に感染した場合(疑いのある場合も含む)は、従事者本人が保菌していないことが判明するまで就業させてはならない。
なお、上記事態が発生した場合、受注者は直ちに発注者に報告し、指示を受けること。
 - a 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律114号 最終改正令和3年2月3日法律第5号)」で就業制限が適応される感染症(一類感染症、二類感染症、三類感染症)
 - b 伝染性皮肤病疾患
 - c 細菌検査(検便)による細菌保菌者及び虫卵保有者
 - d その他、国内、県内の感染状況に鑑み、発注者が指定した感染症(未知のウイルス、感染症を含む。)
 - (エ) 業務制限
従事者に下痢、発熱等の症状又は手指に化膿性創傷がみられた場合は、調理業務に従事させない。
- イ 施設設備の衛生管理
業務履行にあたり使用する設備、機器、器具等の清掃、洗浄、消毒、保管、整理整頓、点検整備を行う。
なお、ノロウィルス対策については、「ノロウィルスに関するQ&A(厚生労働省)」を参照すること。

(4) 総合管理

- ア 各種委員会への出席
必要に応じて当該業務に関連する病院内の各種委員会に出席する。
- イ 業務に関する企画・提案
業務に関する新たな取り組みや業務改善に関する企画の提案を行う。

(5) 報告業務

受注者は次に掲げる業務に関する必要な書類を整備し、定期的に取りまとめ発注者に提出する。また、発注者が業務に関する調査、報告を求めた場合は速やかに書面をもって対応する。

なお、報告様式・提出期限については、別紙「報告業務提出書類一覧」を参照すること。

- ア 業務別標準作業書
- イ 従事者名簿
- ウ 勤務予定表及び勤務実績表
- エ 業務日誌
- オ 衛生管理点検表(従事者・施設設備・食材・清掃・作業開始及び終了等)
- カ インシデント・アクシデントレポート
- キ 機器等の故障・破損届(修理依頼書)
- ク 従事者負傷・体調不良届
- ケ 従事者健康管理報告(健康診断書(写し)、細菌検査結果報告書)
- コ 従事者教育計画書及び実施記録
- サ 定期協議議事録及び懸案に対する回答書
- シ その他必要関連書類

3 業務実施体制

(1) 業務責任者

- ア 業務責任者の配置
受注者は業務の実施にあたり、業務責任者を1名、副業務責任者を1名配置する。
- イ 業務責任者・副業務責任者の資格
 - (ア) 業務責任者は、病院業務経験1年以上の者とする。また、給食業務の経験があれば望ましい。
 - (イ) 副業務責任者は、病院業務経験1年以上の者とする。また、給食業務の経験があれば望ましい。

業務責任者が不在又は事故があるときは、業務責任者の命により副業務責任者がその業務を代行する。

- ウ 業務責任者の職務
 - (ア) 業務責任者は、従事者の指揮監督を行う。
 - (イ) 業務責任者が作成した勤務表に基づき業務が履行されたことを確認する。確認した勤務実績に基づき勤務実績表を作成し、発注者に提出する。
 - (ウ) 円滑な業務運営を図るため、発注者側の監督員、担当者と随時協議を行い、常に連携を保つように努める。
 - (エ) 各種点検記録表の確認を行う。
 - (オ) 従事者個人の能力に応じた育成を行う。

(2) 職員の配置

- ア 受注者は、業務を履行するために必要な従事者を配置する。従事者を配置する場合は、別紙「給食業務従事者就業(廃業)届」を発注者に提出する。また、異動があった場合も同様とする。
- イ 受注者は発注者に対し、別紙「洗浄業務従事者名簿」を毎月作成し提出する。
- ウ 従事者は食中毒の予防等受託業務の衛生水準を確保するために必要な知識および技能(省令第9条の10第3号、4号に規定する)を持つ者であることが望ましい。(医療法の一部を改正する法律の一部の施行について 平成5年2月15日健政発第98号)
- エ 業務履行に支障を来さないよう人事異動は必要最小限とし、やむなく異動する場合は、1ヶ月前までに発注者に報告すると共に業務の質の低下を招かないよう確実に業務引継を行う。
- オ 受注者は、勤務予定表どおりに職員が勤務できない事態が生じた場合又はそのおそれが予想される場合には速やかに発注者に報告すると共に、業務に支障が生じないよう職員の補充措置を数日中に図ること。
また、勤務を円滑に行うための適切な処置を行う。(人員・通勤距離等の配慮)

(3) 業務管理

ア 定期協議の開催

発注者と受注者は、業務運営上の問題点の解決を図る場として定期的に(毎月1回)協議を行う。

イ 業務履行確認

業務委託契約の適正な履行を確認するため、受注者の業務履行状況・提出書類等に基づき発注者が作成する業務履行確認書により検査を実施する。

業務委託検査員は、検査の結果、不適正な履行状況であると評定した場合は、改善指示書を作成し、受注者に対し、改善措置を命じなければならない。

改善指示書が作成された場合、受注者は10日以内に速やかに業務改善を行い、発注者に改善報告書を提出しなければならない。

改善指示書による指摘事項について改善がみられない場合は、改善するまでの期間支払いを保留または違約金が発生する場合がある。

(4) 標準作業書の整備

受注者は、発注者と協議の上、業務を履行するために必要な標準作業書を作成する。

ア 勤務体制別タイムスケジュール

イ 清掃マニュアル

ウ 機器等の取り扱いマニュアル

エ 従事者衛生管理マニュアル

オ 食器洗浄・消毒マニュアル

カ その他

(5) 従事者教育及び研修

ア 従事者教育の計画的実施

患者サービスの向上および業務改善を図るために必要な知識および技能の習得を目的とし、次に掲げる事項について、あらかじめ計画を立て、従事者に対し定期的に教育を実施する。また、病院内外で行われる研修等についても積極的に参加させる。

(ア) 本契約内容(仕様書)に関すること。

(イ) 業務作業計画に関すること。

(ウ) 従事者の健康管理(自己管理)に関すること。

(エ) 衛生管理(食品衛生、食中毒、感染症の予防)に関すること。

(オ) 個人情報保護に関すること。

(6) 労働安全衛生

ア 健康管理計画の作成

イ 定期健康診断の実施(労働安全衛生規則第44条)

(7) 危機管理

ア 非常・災害時対応

非常・災害時に備え、病院全体の事業継続計画(以下、BCP)および危機管理計画に基づき食器洗浄業務におけるBCP・危機管理計画を作成し、発注者に提出する。なお、事故・災害等が発生した場合は、作成した計画に基づき迅速に対応する。

イ インシデント・アクシデントレポートの提出

業務に際し生じたインシデント・アクシデントについては、速やかに発注者に報告し対処するとともに、指定の報告様式にて報告する。

(8) 服務規律

ア 常に病院職員の一員であるという認識を持ち、秩序及び規律を乱し業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならない。

イ 業務を通じて取り扱う個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

ウ 業務の質を向上させるため、自己研鑽・研究に努めること。

エ 省エネルギー、省資源に努めること。

オ 災害防止に努めること。

カ 衛生管理を徹底し、感染予防、汚染拡散防止に努めること。

キ セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止に努めること。

ク 業務履行上、支障をきたすような行為があった場合は、発注者は受注者に対し従事者の交替を求めることができる。

(9) 一般事項

- ア 受注者の責任において生じた施設等の損害については、受注者が賠償するものとする。
- イ 受注者は、発注者が実施する関係事業に協力しなければならない。
- ウ 発注者は受注者に業務履行に必要な休憩室等を指定し無償で貸与する。

(10) 諸経費に関する負担区分

- ア 発注者の負担経費
 - (ア) 発注者側職員の労務経費
 - (イ) 給食材料費
 - (ウ) 厨房施設設備及び備品費
 - (エ) 調理器具及び什器費(包丁・まな板を含む)
 - (オ) 害虫駆除費
 - (カ) 給食・洗浄用消耗品(包材・洗剤等)費
 - (キ) 光熱水費
 - (ク) ゴミ等処理費
 - (ケ) その他消耗品費

- イ 受注者の負担経費
 - (ア) 受注者側従事者の労務経費
 - (イ) 受注者側従事者の健康診断及び細菌検査(検便)等の保健衛生費
 - (ウ) 受注者側従事者の被服費(ユニフォーム・履物・前掛け・名札及びそのクリーニング代等)
 - (エ) 営業諸経費
 - (オ) 受注者用通信費(電話、ファクシミリ、パソコン等)
 - (カ) その他業務運営に関する諸経費

4 業務の引継

契約期間の満了又は契約の解除等により新たに配置される発注者と交替する場合、全ての業務引継を発注者が定める必要期間内に確実に行わなければならない。

5 その他

この仕様書は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンターの食器洗浄業務の概要を示すものであり、ここに記載のない細部事項については、発注者・受注者協議の上決定する。